



観第221-25号
平成31年3月8日

公益社団法人日本山岳・
スポーツクライミング協会長 様

群馬県知事 大澤 正明
(観光物産課)



谷川岳危険地区の登山禁止について

谷川岳の遭難防止対策については、平素より格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

谷川岳は融雪期に入り、今後気温の上昇に伴い大規模な雪崩の発生が予想されることから、登山することが著しく危険であると認められます。このため、群馬県谷川岳遭難防止条例第7条の規定に基づき、下記のとおり危険地区での登山を禁止することといたしました。

また、危険地区を除く一般コースについては、禁止期間中でも登山は可能ですが、登山にあたっては、事前に気象情報を確認するなど、十分な計画を立て、決して安易な行動はとらないよう、注意してください。

以上につきまして、関係各位への周知に御協力をお願い申し上げます。

記

1 登山禁止地区
危険地区全域

2 登山禁止期間
平成31年3月16日(土)から4月26日(金)まで(42日間)

3 問い合わせ先

(1) 群馬県観光物産課観光政策係

住所：群馬県前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-3382

(2) 群馬県谷川岳登山指導センター

住所：群馬県利根郡みなかみ町湯桧曾

電話：0278-72-3688 (FAX兼用)

4 参考(過去の登山禁止期間)

・平成29年度(昨年度)

平成30年3月23日(金)～4月27日(金)

・平成28年度(一昨年度)

平成29年3月27日(月)～4月28日(金)

担当	観光政策係 根岸
TEL	027-226-3382
FAX	027-223-1197
E-mail	negishi-to@pref.gunma.lg.jp

谷川岳危険地区の登山禁止状況

年	禁止期間	日数	禁止地区
42	4/1 ~ 4/20 4/1 ~ 4/20 4/1 ~ 4/20	20 20 20	一の倉沢、幽の沢本谷を含む以南 マの子方沢、一の倉沢
43	3/27 ~ 4/20 4/21 ~ 5/10	25 20	一の倉沢、幽の沢南面を含む以南 マの子方沢、一の倉沢
44	3/30 ~ 4/20 4/21 ~ 5/10	22 20	一の倉沢、幽の沢南面を含む以南 マの子方沢、一の倉沢
45	4/7 ~ 4/30 5/1 ~ 5/10 8/12 ~ 11/30	24 10 111	一の倉沢、幽の沢南面を含む以南 マの子方沢、一の倉沢
46	4/1 ~ 4/25 11/13 ~ 11/30	25 25 18	一の倉沢、幽の沢南面を含む以南 マの子方沢、一の倉沢
47	3/25 ~ 4/20 4/21 ~ 5/10	27 20	危険地区全域 マの子方沢
48	4/6 ~ 4/27 4/28 ~ 5/10	22 13	危険地区全域 倉南稜に挟まれた
49	3/9 ~ 5/10 5/11 ~ 5/20 11/21 ~ 11/30	63 10 10	危険地区全域 マの子方沢
50	3/21 ~ 5/11 5/12 ~ 5/26	52 15	マの子方沢
51	3/26 ~ 4/23	29	マの子方沢
52	4/2 ~ 4/28	27	マの子方沢
53	4/1 ~ 5/7 5/8 ~ 5/21	37 14	マの子方沢
54	3/4 ~ 3/25	22	マの子方沢
55	3/23 ~ 5/11	50	マの子方沢
56	3/29 ~ 5/10	43	マの子方沢
57	4/3 ~ 5/9	37	マの子方沢
58	4/9 ~ 5/8	30	マの子方沢
59	4/14 ~ 5/13	30	マの子方沢
60	4/5 ~ 5/7	33	マの子方沢
61	4/12 ~ 5/6	25	マの子方沢
62	4/11 ~ 5/6	26	マの子方沢
63	4/16 ~ 5/8	23	マの子方沢
元年	3/12 ~ 4/2	22	マの子方沢
2	4/7 ~ 5/6	30	マの子方沢
3	4/13 ~ 5/12	30	マの子方沢
4	4/12 ~ 5/10	29	マの子方沢
5	4/11 ~ 5/9	29	マの子方沢
6	4/10 ~ 5/8	29	マの子方沢
7	4/9 ~ 5/7	29	マの子方沢
8	4/13 ~ 5/12	30	マの子方沢
9	4/5 ~ 5/5	31	マの子方沢
10	4/4 ~ 5/5	32	マの子方沢
11	4/3 ~ 5/5	33	マの子方沢
12	4/10 ~ 5/12	33	マの子方沢
13	3/24 ~ 5/6	44	マの子方沢
14	3/30 ~ 4/26 4/27 ~ 5/6	28 10	中一尾根を除く危険地区全域 ゴノ倉及び尾根
15	3/29 ~ 4/25 4/26 ~ 5/11	28 16	危険地区全域 倉南稜に挟まれた

年	禁 止 期 間	日 数	禁 止 地 区
1 6	3 / 2 7 ~ 4 / 2 8 4 / 2 9 ~ 5 / 9	3 3 1 1	中ゴ一尾根を除く危険地区全域 一ノ倉中尾根と一ノ倉を 除く危険地区全域 に挟まれた
1 7	4 / 2 ~ 5 / 1 5	4 4	危険地区全域
1 8	4 / 3 ~ 5 / 1 2	4 0	中ゴ一尾根を除く危険地区全域
1 9	3 / 2 6 ~ 4 / 2 7 4 / 2 8 ~ 5 / 6	3 3 9	危険地区全域 一ノ倉南陵に挟まれた 一ノ倉南陵に挟まれた
2 0	3 / 2 4 ~ 5 / 2	4 0	危険地区全域
2 1	3 / 2 3 ~ 5 / 1	4 0	危険地区全域
2 2	3 / 1 9 ~ 4 / 3 0	4 3	危険地区全域
2 3	3 / 2 2 ~ 4 / 2 8	3 8	危険地区全域
2 4	3 / 2 3 ~ 4 / 2 7	3 8	危険地区全域
2 5	3 / 2 2 ~ 4 / 3 0	4 0	危険地区全域
2 6	3 / 2 9 ~ 5 / 2	3 5	危険地区全域
2 7	3 / 2 7 ~ 5 / 1	3 6	危険地区全域
2 8	3 / 2 2 ~ 4 / 2 2	3 2	危険地区全域
2 9	3 / 2 7 ~ 4 / 2 8	3 3	危険地区全域
3 0	3 / 2 3 ~ 4 / 2 7	3 6	危険地区全域
3 1	3 / 1 6 ~ 4 / 2 6	4 2	危険地区全域